食物アレルギーのある場合の対応について

食物アレルギーで除去が必要な場合は、アレルゲンを除去した給食やおやつの提供を行います。
除去食の提供は、医学的判断に基づいて適切に行う必要があることから、主治医の先生からの指示書の提出をお願いしています。

★保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）
アレルギー疾患の主治医の先生に記入していただきます。

※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」は、医師による診断情報の提供であり、子どもたちの健康を守るうえで必要なものですので、保護者の皆さまにご負担をお願いすることについては、ご理解のほどよろしくお願いいたします